

羽曳野市学校生活における 食物アレルギー対応の手引き

令和4年4月改定

羽 曳 野 市 教 育 委 員 会

羽曳野市食物アレルギー対策委員会

目 次

1. はじめに	1
2. 食物アレルギーとは	1
3. 学校生活における食物アレルギー対応の考え方	2
4. 教育委員会の役割	2
5. 小学校給食における対応	3
6. 中学校給食における対応	7
7. 学校における対応	8
①校内食物アレルギー対応委員会の設置	8
②教職員および関係者の役割	8
③食物アレルギー対応の流れ	10
<新小学校(義務教育学校前期課程)1年生>	10
<小学校(義務教育学校前期課程)2~6年生>	13
<新中学校1年生(義務教育学校後期課程7年生)>	16
<中学校2・3年生(義務教育学校後期課程8・9年生)>	17
④学校生活(給食以外)での留意点	18
⑤学校内での緊急時の対応について	19
食物アレルギーの園児・児童・生徒に対する対応	
(アナフィラキシー症状がない場合)	19
(アナフィラキシー症状がある場合)	20

(資料 1 ※様式廃止)

資料 2 食物アレルギー個人調査票

資料 3 学校生活管理指導表

資料 4 食物アレルギー面談記録票

資料 5 特異疾患申告書・特異疾患患者の指令システムへの登録

資料 6 保健カード・食物アレルギーカード

資料 7 緊急メール配信システムの登録について

資料 8 予定献立表・詳細予定献立表・原料配合表

資料 9 校外学習及び宿泊行事における食物アレルギーの対応について

資料 10 ヒヤリハット報告書

資料 11 羽曳野市食物アレルギー対策委員会設置要綱

※この手引きにおいて、「小学校給食」には義務教育学校前期課程(1~6年)の給食を、「中学校給食」には義務教育学校後期課程(7~9年)の給食を含みます。